

相続や贈与等により年金形式で保険金を受給された方は、税金が還付される可能性があります。

遺族の方が年金形式で受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となる部分は、所得税の課税対象となっていました。

しかし、この取り扱いに関して「相続税の課税対象となる部分は、所得税の課税対象とならない」と最高裁判所の判決があり、これを受けて税務上の取り扱いを改めることになりました。

対象となる方 平成 17 年から 21 年の相続税や贈与税の課税対象となっていた方で、次のいずれかに該当する方

- 死亡保険金を年金形式で受給している方
- 学資保険の保険契約者が亡くなって養育年金を受給している方
- 生命保険会社等の個人年金保険を受給している方

受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となった場合は、実際に相続税や贈与税の納税が生じなかった方も対象となります。なお、平成 12 年から 16 年までの分は、現在特別な制度上の措置が検討されています。

還付手続きの方法・期限 この取り扱いの変更を知った日の翌日から 2 か月以内に税務署で手続きする必要があります。また、法律で還付できる期間は、原則として申告書を提出してから 5 年と決められています。このため、平成 17 年分で早い方は、12 月末が期限となる可能性もあるので、早めに申告してください

問合せ先 岩見沢税務署(2 西 4) ☎ 22 局 0810

市・道民税の取り扱い

平成 17 年分から 21 年分で、上記の取り扱いの変更の対象となる方は、市・道民税や国民健康保険料などに影響する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

なお、対象となる年金形式で受給する生命保険金について確定申告をしていなかった方が、確定申告をすることで、所得税が還付されても、市・道民税や国民健康保険料が増額となる場合があります。

- 税務署で所得税の還付申請をした方 市には手続きの必要はありません
- 所得税の手続きが必要ない方 税務署で交付される相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書を持参の上、それぞれ対象となる年金の支払いを受けた翌年の 1 月 1 日現在に住んでいた市町村で手続きをしてください

問合せ先 市税務課市民税係

固定資産税からのお知らせ

家屋を新增築した時は

平成 22 年 1 月 2 日以降に、新築または増築した家屋の調査を行っています。調査の前に、連絡しますのでご協力をお願いします。

また、建築確認申請が必要ない地域で、家屋を新築または増築した場合は、完成後速やかにご連絡ください。

家屋の取り壊しや所有者を変更した時は

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の所有者に課税します。家屋の取り壊しや、売買や贈与、相続などで所有者を変更した時には届け出をしてください。

- ▶ 登記済みの家屋 札幌法務局岩見沢支局 (有明町南 1) ☎ 22 局 0619
 - ▶ 未登記の家屋 市税務課資産税係
提出書類など不明な点はお問い合わせください。
- ### 固定資産税の減額制度
- 一定の住宅を改修した場合、翌年の固定資産税を減額する制度があります。
 - 高齢者や障がい者の方などが住む住宅に対するバリアフリー改修
 - 断熱窓への取り替えなどの断熱工事に対する省エネ改修
- 要件など詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市税務課資産税係